

土地改良施設管理基準 - ダム編 -
の改定について

平成 15 年 2 月

目 次

1 . 土地改良施設管理基準 - ダム編 - の改定経緯	1
(1)改定の趣旨	1
(2)検討委員会による検討	1
(3)平成14年度 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定スケジュール (農業農村整備部会 ~ 答申まで)	3
2 . 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定のポイント(案)	4
3 . 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 平成14年度第2回 技術小委員会 (平成14年11月22日)での意見に対する処理方針(案)	5
4 . 基準(案)の修正について	6
5 . 基準(案)新旧対比表	7

1 土地改良施設管理基準 - ダム編 - の改定経緯

(1)改定の趣旨

国営土地改良事業で造成されたダムについては、平成5年6月に制定した土地改良施設管理基準 - ダム編 - (以下「現行基準」という。)に基づき管理されている。

しかしながら、以下のような社会経済情勢の変化やダム管理に関する技術的進展等が見られる。

- (1) 平成6年の全国的な渇水や近年の少雨傾向及び水難事故を契機とし、より安定した水供給や安全な管理が求められていること。
- (2) 社会資本の有効活用を図る観点から、より効率的な施設機能の維持、確保が求められていること。
- (3) 環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の改正を踏まえ、環境との調和への配慮にいっそう積極的に取り組んでいく必要があること。
- (4) ダム管理基準制定後の管理実績や近年のIT関連等新技术を活用し、より効率的なダム管理体制の整備を図る必要があること。

このため、これらを的確に反映させ、合わせて管理基準の再編整備を図るため、平成14年3月14日に現行基準の改定について食料・農業・農村政策審議会に諮問を行い、同日開催された同審議会農村振興分科会農業農村整備部会において、本件に関する調査審議については、当技術小委員会に付託されたところである。

(2)検討委員会による検討

現行基準における課題の整理及び技術小委員会で審議頂くための改定原案の作成を行うため、ダム管理に関する専門的知識を有する学識経験者等を構成員とする検討委員会を平成12年10月に設置した。

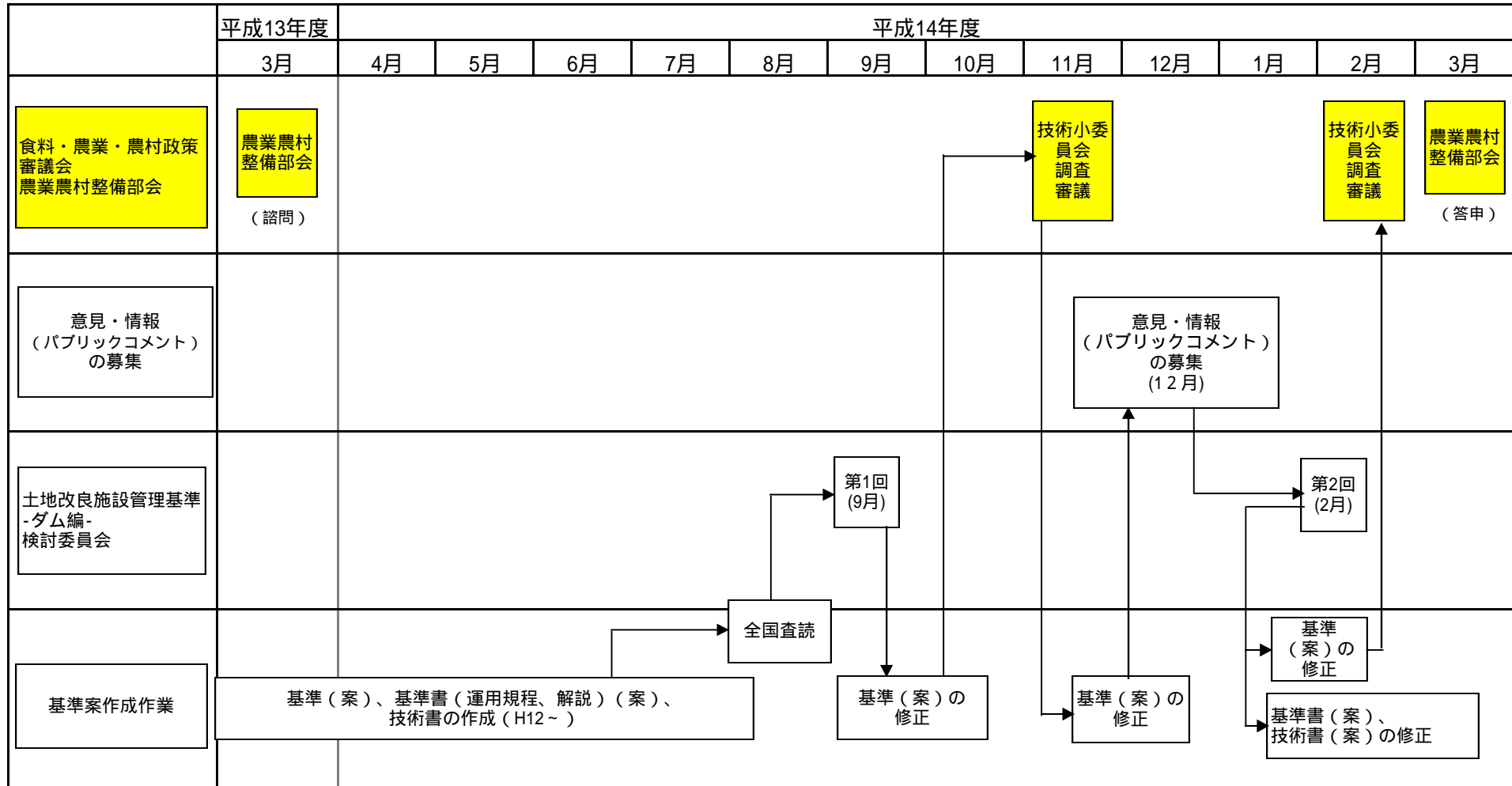
検討委員会の構成

委員長	近藤 勝英	(社)農業土木事業協会	専務理事
委員長代理	植谷 定夫	(社)土地改良建設協会	会員
委員	本間 新哉	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所	所長
委員	三嶋 晃紀	(社)農業土木事業協会	会員

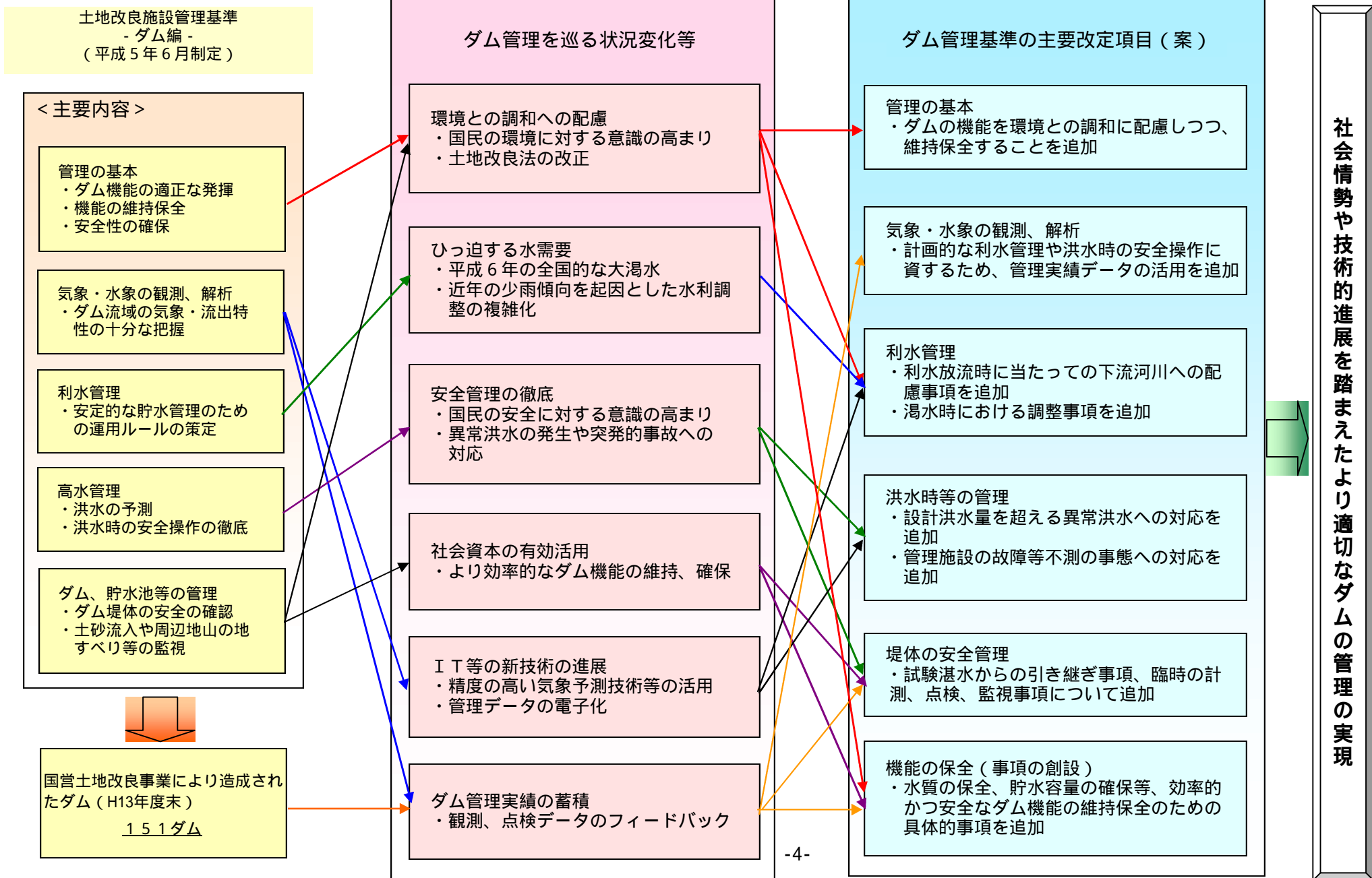
検討委員会の開催経緯

- 平成 5年 6月15日 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 制定
- 平成12年10月13日 第1回検討委員会
- 平成12年11月30日 第2回検討委員会
- 平成13年 2月20日 第3回検討委員会
- 平成13年 8月 9日 第4回検討委員会
- 平成13年11月 7日 第5回検討委員会
- (平成14年 1月30日 平成13年度第4回技術小委員会)
- 平成14年 2月27日 第6回検討委員会
- (平成14年 3月14日 食料・農業・農村政策審議会に諮問)
- (平成14年 3月14日 食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会)
- 平成14年 9月18日 第7回検討委員会
- (平成14年11月22日 平成14年度第2回技術小委員会)
- (平成14年12月 5日 岩崎技術小委員長へ技術小委員会での意見に対する対応方針(案)について説明)
- (平成14年12月 5日~12月25日 意見・情報(パブリックコメント)の募集)
- 平成15年 2月 3日 第8回検討委員会
- (平成15年 2月21日 平成14年度第3回技術小委員会)

(3) 平成14年度 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定スケジュール (農業農村整備部会～答申まで)



2 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定のポイント（案）



3 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会

平成14年度第2回技術小委員会(平成14年11月22日)での意見に対する対応方針(案)

意見	対応方針(案)
<p>ダムの管理に関する情報公開について、どのように考えているか。</p>	<p>情報公開については、法律に基づき行っていきたいと考えている。 また、土地改良区については、法律の対象外であるが、ダムの公共性、公益性に十分配慮し、国、県、市町村が管理するダムと同等であるべきと考えている。 なお、土地改良区等を含めた団体の情報公開については、現在検討中であり、その結果を踏まえ対応したいと考えている。</p>
<p>建設時に作られた水の運用ルールをデータ等をもとにもう一度再検討し、水不足が生じないような配慮をするような表現を盛り込むべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「5.1 貯水管理」において、水利用の状況変化等があった場合に、それをフィードバックしていく表現を盛り込む。</p> <div data-bbox="810 976 1337 1019" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>基準の運用</p> </div> <div data-bbox="810 1025 1337 1413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5.1 貯水管理</p> <p>貯水管理は、受益地に用水を安定的に供給するため、管理規程及び操作規程等に基づき計画的に実施するものとする。このため、ダム貯水量と流入量、受益地の営農状況、下流河川の状況、気象状況等を的確に把握するとともに、かんがい期及び非かんがい期の貯水運用ルールを作成しておくものとする。</p> <p>なお、貯水状況等は記録に残し、<u>貯水運用ルールの適宜の見直しに努める</u>など適切な活用を図るものとする。</p> </div> <div data-bbox="810 1453 1337 1496" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>基準及び運用の解説</p> </div> <div data-bbox="810 1503 1337 1890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運用5.1は、貯水管理に関する事項である。</p> <p>貯水管理に当たっては、貯水量、貯水池への流入量、ダム下流の河川流量、気象・水象の状況及び受益地の営農状況などの把握に努めるとともに、受益地で必要となる水量を把握する必要がある。</p> <p>このため、貯水運用ルールをあらかじめ定めておき、計画的な貯水管理を行う。</p> <p>また、河川流況、貯水状況、取水・放流状況等に関し基本となるデータを収集、記録し、<u>水利権更新の備えや貯水運用ルールの適宜の見直しに努める</u>など適切な活用を図るものとする。</p> </div>

4 基準(案)の修正について

「6洪水時等の管理」について

第8回検討委員会において、土地改良法における管理規程においても洪水時等の管理について定められていることから、「操作規程等に基づき」を「管理規程及び操作規程等に基づき」に修正の旨意見があり、意見の通り修正する。

基準(事務次官通知)(案)

6 洪水時等の管理

洪水時等のダムの管理に当たっては、関係法令及びダムの管理規程及び操作規程等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。

洪水吐ゲートを有するダムについては、気象・水象状況の把握、流入量・貯水位等の予測を行うことにより放流量を決定し、その放流に当たっては操作規程等に基づき、下流河川水位に急激な変動を生じないよう操作を安全かつ適切に行わなければならない。

また、洪水吐ゲートを有しないダムについても、気象・水象状況を把握し、ダムへの流入量及び洪水吐からの越流時刻を予測しなければならない。

ダムからの放流又は越流に際しては、下流河川流域の被害を防止するため関係機関への通知等を行うほか、一般住民に周知させるための措置をとらなければならない。

5 基準(案)新旧対比表

修正後(今回改定案)	修正前(第2回技術小委員会原案)
	<p>1 基準の位置付け この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築されたダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p>2 管理の基本 ダムの管理は、ダムの機能を適正に発揮させるとともに、その機能を環境との調和に配慮しつつ維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。 この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>3 管理の組織及び体制 ダムの管理に当たっては、当該ダムの受益者等からなる組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。 管理者は、この決定事項に従って管理運用を行うものとする。 また、管理技術の向上に努めるとともに、ダムの機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p> <p>4 気象・水象の観測、解析 ダムの管理を適正に行うため、ダム地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測し、当該ダム流域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。</p>

修正後（今回改定案）	修正前（第2回技術小委員会原案）
<p>6 洪水時等の管理</p> <p>洪水時等のダムの管理に当たっては、関係法令及びダムの管理規程及び操作規程等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。</p> <p>洪水吐ゲートを有するダムについては、気象・水象状況の把握、流入量・貯水位等の予測を行うことにより放流量を決定し、その放流に当たっては操作規程等に基づき、下流河川水位に急激な変動を生じないよう操作を安全かつ適切に行わなければならない。</p> <p>また、洪水吐ゲートを有しないダムについても、気象・水象状況を把握し、ダムへの流入量及び洪水吐からの越流時刻を予測しなければならない。</p> <p>ダムからの放流又は越流に際しては、下流河川流域の被害を防止するため関係機関への通知等を行うほか、一般住民に周知させるための措置をとらなければならない。</p>	<p>5 利水管理</p> <p>ダムの利水管理に当たっては、営農及び気象の状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、貯水管理、取水管理、放流管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p> <p>6 洪水時等の管理</p> <p>洪水時等のダムの管理に当たっては、関係法令及びダムの操作規程等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。</p> <p>洪水吐ゲートを有するダムについては、気象・水象状況の把握、流入量・貯水位等の予測を行うことにより放流量を決定し、その放流に当たっては操作規程等に基づき、下流河川水位に急激な変動を生じないよう操作を安全かつ適切に行わなければならない。</p> <p>また、洪水吐ゲートを有しないダムについても、気象・水象状況を把握し、ダムへの流入量及び洪水吐からの越流時刻を予測しなければならない。</p> <p>ダムからの放流又は越流に際しては、下流河川流域の被害を防止するため関係機関への通知等を行うほか、一般住民に周知させるための措置をとらなければならない。</p>

修正後（今回改定案）	修正前（第2回技術小委員会原案）
	<p>7 堤体等の安全管理 ダム の 堤 体 及 び 基 礎 地 盤 等 の 安 全 を 確 保 す る た め 、 ダ ム の 管 理 の 期 間 の 区 分 及 び ダ ム の 設 計 施 工 条 件 に 応 じ て 、 計 測 、 点 検 等 を 適 切 に 実 施 し な け れ ば な ら ない。</p> <p>8 機能の保全 ダム の 機 能 を 長 期 に わ た っ て 維 持 保 全 す る た め 、 貯 水 池 及 び そ の 周 辺 に お け る 計 測 、 監 視 等 を 適 切 に 行 う と と も に 、 貯 水 池 の 湖 岸 の 維 持 、 水 質 の 保 全 及 び 貯 水 容 量 の 確 保 に 努 め る も の と す る。</p> <p>9 構造物の維持補修 ダム の 機 能 を 維 持 す る た め 、 構 造 物 の 点 検 、 補 修 等 を 実 施 し 、 構 造 物 の 機 能 の 維 持 に 努 め な け れ ば な ら ない。</p> <p>10 設備機器の点検、整備、補修 設 備 機 器 の 正 常 な 機 能 を 維 持 す る た め 、 点 検 、 整 備 、 補 修 等 を 計 画 的 に 実 施 し て 、 設 備 全 体 の 高 い 信 頼 度 の 保 持 に 努 め な け れ ば な ら ない。</p> <p>11 管理の記録 ダム の 管 理 に 当 た っ て 実 施 さ れ る 計 測 の 結 果 並 び に 点 検 、 整 備 、 補 修 そ の 他 の 措 置 等 の 経 過 及 び 結 果 は 、 こ れ を 記 録 し 、 整 理 、 保 存 す る も の と す る。</p> <p>12 土地改良財産の管理 土 地 改 良 財 産 の 管 理 に つ い て は 、 国 有 財 産 法 （ 昭 和 23 年 法 律 第 73 号 ） 及 び 土 地 改 良 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ） 並 び に こ れ ら の 法 律 に 基 づ く 政 令 、 省 令 、 規 則 、 通 知 等 に 定 め る と ころ に よ ら な け れ ば な ら ない。</p>